

北海道バイオマスネットワーク会議会員登録に関する規定

1 目的

北海道バイオマスネットワーク会議（以下「会議」という。）設置要綱第3(6)に規定する手続きについては、この規定に定めるところによる。

2 会員登録申込

会議への会員登録を希望する者は、別紙の会員登録票に必要事項を記入して事務局へ提出することとする。ただし、3に規定する会員登録要件を満たさない者は、登録することができない。

3 会員登録要件

- (1) 設立趣意書に賛同の上、会議の行う活動に協力する者であること。
- (2) 過去5年以内に環境関係法令に違反して罰則又は命令等の不利益処分を受けていない者であること。

4 会員登録

会長は、2の規定により会員登録票の提出があったときは、その記載内容を確認し、必要に応じて登録を希望する者から聞き取りを行うなどして、3の会員登録要件のいずれにも該当する者であると認められる場合は、幹事会の承諾を経て、会員登録を認めることとする。

5 登録の取消し

会長は、会員の申し出によるほか、会員が上記3に規定するいずれかの会員登録要件を満たさなくなったときは、幹事会の承諾を経て、上記4の登録を取消することができる。